

消 防 災 第 5 3 9 号
平成 2 2 年 1 2 月 1 3 日

関係道府県消防防災主管部長 殿

消防庁国民保護・防災部防災課長

降積雪期における防災態勢の強化について（通知）

標記については、平素から格段の御尽力を頂いているところですが、本年も降積雪期を迎えて、平成 22 年 12 月 13 日付けで中央防災会議会長（内閣総理大臣）から関係道府県防災会議会長宛てに「降積雪期における防災態勢の強化について」（中防消第 70 号）が通知されたところです。

つきましては、過去の雪害による被害の発生の状況等を踏まえ、下記の事項に留意し、人命の安全確保を最重点とする雪害対策に万全を期されるようお願いします。

貴道府県内の市町村及び関係機関にもこの趣旨を速やかに周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 防災体制の確立

国、道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図るとともに、防災関係機関の連携の強化や消防機関の県内相互応援を含めた即応体制の確立を図ること。

2 除雪作業中の事故防止対策の徹底

除雪作業中の犠牲者が多いことを踏まえ、除雪作業中の事故防止対策の徹底、住民に対する普及啓発に努めること。除雪車・除雪機による作業には万全の注意を払うこと。

特に、犠牲者のうち高齢者が占める割合が高いことから、高齢者等の災害時要援護者宅の状況を消防機関や福祉関係機関との連携による巡回等により把握し、除雪が困難又は危険な場合などについては、必要に応じ消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力のもと除雪作業を行うなど、高齢者が無理をすることなく除雪できる体制の整備に早急に取り組むこと。

3 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発、注意喚起

住民に対し雪害に関する知識の普及啓発に努め、屋根の雪下ろし等の際に命綱や滑り止めを着用すること、軒下での作業時の落雪に注意すること

など、除雪作業中や、屋根雪の落下等による人身事故を防止するための注意事項について、住民への周知徹底を図ること。

4 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

あらかじめ、関係機関と協議し、地形、降積雪の状況、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関をはじめ周辺住民に周知しておくこと。

大雪警報、なだれ注意報等の予警報に留意するとともに、降積雪の状況等の情報を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

降積雪の状況等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、遅滞なく避難勧告・指示を行うこと。

避難勧告・指示の伝達については、防災行政無線や消防団、自主防災組織を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民に迅速かつ的確に伝達すること。また、防災行政無線等の伝達手段の点検・確認を行うこと。

5 災害時要援護者及びその関連施設に対する平常時、緊急時の適切な情報提供、警戒避難体制等の防災体制の整備

災害時要援護者及びその関連施設に対する平常時、緊急時における適切な情報提供、的確な避難誘導體制等の再点検を行い、警戒避難体制等の防災体制の整備に努めること。

あらかじめ、避難路、避難場所、避難誘導方法を定め、住民に周知しておくとともに、雪害の特性を踏まえた安全性を確保すること。特に、高齢者等の災害時要援護者については、消防団、自主防災組織、近隣住民等との連携協力の下、迅速に避難誘導を行うなど十分配慮すること。

交通孤立時の避難を迅速に行うために、ヘリコプターの活用等を含めた適切な輸送手段を確保すること。